

(様式第8号の1の2)

(農地を転用する面積が4ha以下の案件の場合)

千葉県 指令第 号の

住 所
氏 名

年 月 日付け農地法第4条第1項の規定による記1及び記2に係る転用（ 用地）の
許可申請については、記3の理由により却下する。

年 月 日

千 葉 県 知 事

印

記

- 1 申請土地
- 2 転用目的
- 3 却下理由

[教示]

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を千葉県知事とした審査請求書(同法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)を千葉県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)
- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)
ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。